

若者の消費トラブル
若者の消費トラブルは多い！
 消費生活センターに寄せられる相談の内、20～22歳の相談件数は18～19歳の未成年者と比べて多く、契約金額も高額になっています。親権者の同意を得ずに未成年者が行った契約は原則として取り消すことができますが、成人になると、このような保護はありません。社会に出て間もない若者を狙う悪質な事業者もいます。保護者の元を離れて一人暮らしをするときや、学生から社会人になるときに、若者はこれまで経験したことのない賃貸住宅や保険の契約、訪問販売への対応などをしていかなければなりません。また、2022年には成人年齢が18歳に引下げられることになっており、若者の消費者トラブルの増加が懸念されます。
見守りが大切
 高齢者の消費者トラブルと同様に、若者の場合も周囲の皆さんの見守りが大切です。身の回りに若者がいれば、少しでも気にかけていただければと思います。



▶彦根市消費生活センター

☎ 30-6144 (平日9:00～12:00、13:00～16:15)

※今後の相談に役立てるため、相談受付時に、氏名、住所、電話番号、性別、年齢、職業などの個人情報をお聞きします。差し支えない範囲でご協力

をお願いします。

▶消費者ホットライン 局番なしの「188」

※メッセージの案内に従って、居住地の郵便番号を入力してください。最寄りの相談窓口で電話がつながります。

【!!】「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキは架空請求です。連絡しないでください。

ナターリヤの部屋

第51回

アドリブで生きる人たち



皆さんは、「アドリブ」という言葉をご存知でしょうか。アドリブとは、舞台や音楽の世界でよく使われている言葉で、脚本や楽譜などに縛られず、自由に演技や演奏をすることといわれています。つまり、「自分の思うままに動く」という意味です。

数か月前に、日本人の友達と話している際、「ブラジル人って本当にアドリブで生きている人たちだな」と思えることがありました。

それは、日本人の友達から、「ブラジルでは学校の卒業式のために、どのような練習をするのか」と聞かれた時のことでした。驚いた私が「そういうことはしない。卒業式のために練習をするなんてありえないでしょう?」と言うと、友達が日本の風習を説明してくれました。日本では、入学式や卒業式などの式を行う際、先生と学生が当日のためにリハーサルをしますが、日本の学校に通ったことのない私にとっては、とても不思議なことでした。式とは、世界中のどこでもリハーサルなしで、自然に行われるものだはずと思っていたからです。

ブラジルでは結婚式を除いて、練習なしで式を行うのはごく普通のことです。例えば、卒業式は、席が決まっていないうし、セリフやポーズも事前に決まっているわけではありません。名前を呼び出す順番は、アルファベット順になっていますので、練習しなくても学生たちは分かります。当然、司会者やセレモニーを企画する人たちは、事前に打ち合わせや準備もするでしょう。しかし、参加する側が、式のために何かを事前に用意したり、練習したりすることはありません。

日本の卒業式の話聞いて、私は自分の大学の卒業式を思い出しました。名前が呼ばれると、ステージまで走っていったり、卒業証書を渡されると突然ステージに立っている皆さんをハグしたり、その場を借りてお世話になった人にお礼を言ったり、ステージで感動して大泣きしたりする学生もいました。会場の席にいる家族や友達も、ステージに向かって大きい声で学生の名前を呼んだり、「おめでとう」と歓声をあげたりすることもありました。日本なら考えられない光景かもしれませんが、学生それぞれがのびのびとした表情を出していて素敵な式だったと思います。これらは全て、台本にはない自然に行われた「アドリブ」でした。

スケジュールどおりに物事を進めることで周りに配慮をすることにも、良い面はたくさんありますが、時にはもう少し自由にやればいいのと感じることもあります。予想外のことが付き物の世の中だからこそ、「アドリブ」で生きる力も、人生で役に立つのではないかと思います。

【彦根市国際交流員 ナターリヤ】



湖東定住自立圏（彦根市と愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町との広域連携）の具体的な取り組み

圏域で支え 育む 障害福祉と次世代育成

<障害者（児）福祉サービスの充実>

痰吸引や人工呼吸器の使用など常に医療的ケアを必要とする重症心身障害のある人に、日中活動の場を提供するため、湖東福祉圏域 1 市 4 町で平成 22 年度に重症心身障害者通園施設「せいふう」を整備し開所しました。

平成 29 年度には、増加する利用者の活動スペースを確保するために行われた増築整備の工事費補助を行いました。

その他に、在宅で障害のある人やその介護者が緊急の時、または夜間など、やむを得ない事情により障害者（児）福祉サービスを利用できないケースに対応するため、24 時間対応型利用制度支援事業を社会福祉法人「とよさと」に委託し、実施しています。

問い合わせ先 困障害福祉課

☎ 27-9981、FAX26-1767

<ファミリー・サポート・センター事業>

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が、地域の中で助け合う事業です。この事業は、仕事と育児を両立できる環境を整備するなど、働きながら子育てをする人と子どもの福祉の向上を図るため、有償で一時預かり育児サービスを提供しています。同センターの運営業務は、特定非営利活動法人「保育サービスドリーム」に委託しています。

会員数 (8月1日現在)

【湖東福祉圏域 1 市 4 町】依頼会員数:529 人、提供会員数: 194 人 【彦根市】依頼会員数: 500 人、提供会員数: 181 人

活動実績 (4月1日～7月31日)

【湖東福祉圏域 1 市 4 町】【彦根市】ともに 175 件

申込・問い合わせ先 ファミリー・サポート・センター (平田町) ☎・FAX24-3920

開設日時 月・水・木・金曜日の 9:00～17:00、土曜日の 9:00～12:00 (祝日・年末年始を除く)

事業に関する問い合わせ先

困子ども・若者課 ☎ 49-2251、FAX26-1768

<病児・病後児保育事業>

児童が病気の際に、保護者が就労しているなどの理由で自宅での保育が困難な場合、一時的に児童を保育する事業です。安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的として実施しています。

対象 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町在住で、おおむね 10 歳未満の児童

申込・問い合わせ先

病児保育室「こあら」(戸賀町)

☎・FAX47-5366

定員 1日当たり4人

開設日時

月～金曜日の

8:30～18:00

(祝日・年末年始を除く)

利用料 (1回)

▶利用時間が4時間を超える場合:2,000 円

▶利用時間が4時間までの場合:1,000 円

※生活保護世帯は、全額を助成します。

※前年度の市町村民税が非課税の世帯は、利用後に半額を助成します。

利用方法 利用希望日の前日までに予約をしてください。当日、医師による診察の後、利用可能となれば入室できます(医師が病児保育室「こあら」での保育が無理だと判断した場合などは、利用をお断りする場合があります)。

事業に関する問い合わせ先

困幼児課 ☎ 23-9597、FAX26-1768



▲▶ファミリー・サポート・センター (困男女共同参画センター「ウィズ」内)



あなたの町の
補聴器専門店

彦根駅徒歩3分《彦根市役所東隣り》

新日本補聴器センター彦根店
☎0749-27-1533

午前9時～午後5時(定休日)日曜・祝日・第4土曜
彦根市旭町1-24 MTHA

駐車場完備
彦根市役所
市民会館

詳しくはHPA!
彦根市

屋根補修 (雨漏れ補修) 漆喰塗り直し 屋根・外壁塗装

総合住宅リフォーム ローンOK! 月々5,000円～
住まいのことなら何でもおまかせ!!

(株)三共 [本社] 彦根市和田町41-11

☎0120-272-852